

タイトル	修復的少年司法
著者	種田, 健一郎; TANEDA, KENICHIRO
引用	
発行日	2016-03-20

氏名・(本籍地) たねだ けんいちろう 種田 健一郎 (北海道)

学位の種類 博士(法学)

学位記番号 博(法)甲第9号

学位授与の日付 平成28年3月20日

学位規則の条件 学位規則第4条第1項該当

学位論文題目 修復的少年司法

論文審査委員 主査 吉田 敏雄

副査 丸山 治

副査 飯野 海彦

## 論文内容の要旨

### 一 論文の概要

論文標題「修復的少年司法」

第1章 わが国における近年の少年司法の動向と被害者の視座

第1節 近年の被害者関連諸法・施策の展開

本節では、欧米諸国に遅れること20年ないし30年、ようやく1980年に「犯罪被害者等給付金支給法」が制定されてから、日本でも被害者の保護・救済制度の整備が急速に進み、成人刑事司法領域だけでなく、少年司法領域にも少なくない影響を与えていることが指摘され、そこで、少年司法と被害者の関係性を考察する前提として、被害者関連諸法及び施策の制定過程が概観される。

(1) 被害者二法の成立 2000年に、「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」(犯罪被害者保護法)と「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律」(刑訴法等改正法)が成立した。その内容は、①性犯罪の告訴期間の撤廃、②証人の負担軽減に関する事項、③刑事訴訟手続における被害者の関与及び配慮、及び④犯罪被害者の損害回復である。被害者二法では、被害者の地位の明確化は将来の課題として残された。③に関しては、被害者等意見陳述制度が設けられた。この制度には、学説上、復讐刑法、重罰化を招きかねないとの批判があるところ、少年の刑事事件の場合には、いっそう深刻な事態が生じかねない。すなわち、少年面前での被害者の意見陳述が少年の心情にどのような影響を与えるのか、被告人が直に接した被害者の意見・心情を真摯に受け止めることの出来る状況にあるかが考慮されないので、少年の自由な意見表明が難しくなること、裁判員裁判では、裁判員が被害者の感情に影響を受けて適切な量刑判断が出来な

い可能性が生じ、結局、「少年の健全育成」に悖ることになるという批判を免れないことが指摘される。

(2) 「犯罪被害者等基本法」の成立(2004年) 「犯罪被害者等基本法」は、総合的な被害者対策の基本理念として制定されたが、その第18条は、「国及び地方公共団体は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続の進捗状況等に関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとする」と規定し、これが後の被害者の「直接参加」及び少年審判の関与拡大への道を敷いたと論じられる。

(3) 「第一次犯罪被害者等基本計画」の閣議決定(2005年) 本基本計画では、2004年の「犯罪被害者基本法」第18条との関係で、刑事手続への関与拡充への取組等が指摘され、「犯罪被害者等が、捜査や刑事裁判等に対し、『事件の当事者』として、事件の真相を知りたい、……適正な処罰により自らの正義を回復してほしいなどと願うことは当然である。……『刑事司法は犯罪被害者等のためにもある』ということもできよう。また、このことは、少年保護事件であっても何ら変わりはない」と説明され、これが後に2008年の少年法改正へと繋がった。

(4) 「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」(2007年) 2004年の「犯罪被害者等基本法」及び2005年の「第一次犯罪被害者等基本計画」を受けて、2007年に「被害者権利利益保護法」が成立した。本法律において、被害者・被害者遺族・被害者の法定代理人またはこれらの者から委託を受けた弁護士に「参加人」としての地位が付与され、被告人側情状証人への反対尋問、被告人に対する質問、検察官の論告・求刑終了後の弁論としての意見陳述等が認められた。

(5) 「第二次被害者等基本計画」(2011年) 「第一次犯罪被害者等基本計画」が平成22年(2010年)度末で終了することから、基本的に第一次基本計画と同趣旨の「第二次被害者等基本計画」が策定された。

(6) 小括 学位申請者(以下、論者と呼称する)は、一方で、このような被害者保護・救済策の急速な進展の背景には、被害者の保護・救済は犯罪者の厳罰化によって得られるという思考があったこと、今後はもはや刑事司法が被害者を無視できないこと、しかし、他方で、刑事司法と被害者との関係性の理論的検討が十分でなく、このことが少年司法においていっそう深刻な問題を生じさせることになる論ずる。

## 第2節 近年の少年法改正 — 被害者の視座 —

本節では、被害者視座に立った少年法改正の動きが概観される。少年犯罪被害者は成人犯罪被害者以上に遠ざけられた存在であった。少年法自体が、「少年の健全育成」の観点から、少年審判の非公開、記事等の掲載禁止を定めているので、少年犯罪被害者は「情報を知る」ことすら満足を得られなかった。しかし、社会的関心の高まり、少年による凶悪な事件の発生、法執行機関による被害者対策の発達を背景に、2000年に、「少年法等の一部を

改正する法律」(第一次少年法改正)が成立した。本法律は、被害者視座の観点から、①被害者等の申出による記録の閲覧・謄写、②被害者の申出による意見陳述、③被害者の申出による事件結果の通知を定めたが、参議院法務委員会の付帯決議中に、「被害者の保護については、法整備を含め、関係省庁の密接な連携の下、精神的・経済的支援などの総合的な施策の更なる推進に努めるとともに、諸外国において実施されている修復的司法について、その状況を把握し、必要な措置を検討すること」とする項目があった。その後も、被害者団体からは、被害者視座に立つ規定の不十分さが指摘され、2008年の第三次改正に繋がった。本改正により、被害者等による記録の閲覧及び謄写の範囲の拡大(5条の2第1項)、被害者の意見聴取の対象者の拡大(9条の2)がなされ、被害者等による少年審判の傍聴(22条の4)が新設された。この新設規定については、少年の健全育成の負因になるという批判と、少年の萎縮は反省の契機でもあるという反批判もあり、その背景には、少年の利益と被害者保護・救済は対立するという理解のあることが指摘される。

### 第3節 現行少年司法における被害者視座に立脚した規定の運用状況

(1) 2000年改正による被害者への配慮の充実規定の運用 本節では、現行少年法の被害者視座に立脚した諸規定の運用状況について、統計資料に基づいた検討がなされる。まず、2000年改正少年法における記録の閲覧及び謄写、意見聴取、結果等通知の運用は、形式的要件に欠ける申出を除いて、ほぼ全ての事件で認められている。

(2) 2008年改正による被害者への配慮の充実規定の運用 統計資料によると、審判傍聴対象事件中、傍聴申出件数はその約半数であり、その8割前後で傍聴が許可されている。

(3) 少年審判の傍聴制度の運用に関する研究 審判傍聴は申出があればほぼ認められるので、規定の「相当性判断」が緩やかに行われているようであるが、この運用が適切と云えるかは別問題である。これにつき、「少年審判の傍聴制度の運用に関する研究」が手がかりを与えてくれる。これによれば、相当性判断資料は、法律記録、少年に対する調査の結果、鑑別結果、被害者調査、付添人意見、捜査機関からの被害者支援担当者の情報を含めた情報、その他であり、少年の心身の状態、被害者等との関係、被害者側の事情など、様々な判断資料を用いて慎重に判断しているとしている。少年や保護者の傍聴に対する姿勢としては、事案の重大性からやむをえないとする反応がほとんどである。被害者側の態度については、家裁による事前の被害者調査や被害者に対する働きかけ等、運営上の配慮が為されていることから、被害者感情が激しい事案も含めた、ほとんどの事案で被害者側は冷静な態度で傍聴に臨んでいる。本運用研究は、結論として、「(ほとんどの事例で傍聴が許可されているという運用は)裁判所が……様々な事情を考慮し傍聴許可の判断を行った結果であって、必ずしも原則として傍聴を許可しているものというわけではない……おおむね適切に行われている」と総括する。

論者は、審判傍聴の許可にあたっては、被害者調査が重要であるところ、これは少年法

第 8 条に基づく社会調査として行われ、その目的はあくまでも少年の要保護性と関連付けられ、①非行理解、要保護性判断のための資料収集に資すること、②少年及び保護者に対して有効な措置を講じるための情報を得ること、③結果を処遇選択に反映させること等にあることから、本条は、本来、被害者視座を含めた被害者調査を予定していないこと、したがって、ここに片面的少年司法の限界が露呈していると指摘する。論者は、さらに、本論文執筆者は、被害者の審判傍聴動機は調査資料から判明するように「情報ニーズ」であるから、被害者調査は被害者のニーズの的確な把握を必要とすると論ずる。

## 第 2 章 わが国における少年司法の理念

### 第 1 節 健全育成概念の理解

本節では、近年の一連の少年法改正は、被害者をはじめとする社会と、少年法の理念（構造）との間の緊張関係が一つの要因であり、少年法が健全育成理念を維持していくためには、今一度、少年法の基本理念を見直す必要があり、その緊張関係を検討し、少年法全体として再検討する必要があることが論じられる。

一般に、学説、判例（最判平 9・9・18 刑集 51・8・571）は、現行少年法における少年の健全育成理念を「少年が非行を克服し成長発達を遂げること」と理解している。近年の少年法改正においても、「健全育成」そのものが否定されているわけではない。そこで、法の目的である少年の健全な育成を実現するために、今日あるべき保護主義の内容をきちんと構築するとともに、一見対立する被害者の保護・救済などの理念との調整が可能かという問題、すなわち、被害者の保護・救済が少年法理念に組み入れられるかが問題であると指摘される。

### 第 2 節 少年法理念の変遷

（1）審判対象論の変遷 本節では、まず、現行少年法制はアメリカ少年裁判所の理念とされたパレンス・パトリエ（国親）思想の影響を強く受けており、保護手続の本質の理解は審判対象論に現れること、実体的要件を要保護性に限ることにより非行の軽重とは関係なく、要保護性に純粋に対応した処遇選択を可能とする理論が主流だったことが指摘された上で、しかし、今日、非行事実と要保護性を審判対象とする見解が通説であること、それは、「非行事実の存在を保護処分賦課の実体的要件としたことは、結局、人間行動および犯罪予測に関する科学の現水準に対する謙抑主義と少年の人権を全うしようとする考えに基づく」ことが論じられる。

（2）アメリカ少年司法の動向 アメリカのパレンス・パトリエ理念に痛撃を与え、アメリカ少年司法制度に大変革をもたらしたのが「ゴールト事件判決」である。これは、少年に非行事実認定手続における事実告知を受ける権利、弁護人の援助を受ける権利、黙秘権を認め、パレンス・パトリエ思想と訣別し、少年司法の刑事司法への一元化を促進させた。これに対し、わが国のパレンス・パトリエ批判は、アメリカ少年司法と異なる推移を

見せ、「単なるパレンス・パトリエ型保護主義の擁護でもなければ、『少年のオートノミー』をバネとした準刑事司法への強い傾斜でもない、一種の複合性を持った少年司法制度」への歩みを見せたと論じられる。

(3) 流山事件最高裁決定(昭58・10・26刑集37・8・1260) 論者は、「少年保護事件における非行事実の認定にあたっては、少年の人権に対する手続上の配慮を欠かせないのであって、非行事実の認定に関する証拠調べの範囲、限度、方法の決定も、家庭裁判所の完全な自由裁量に属するものではなく、少年法及び少年審判規則は、これを家庭裁判所の合理的な裁量に委ねた趣旨と解すべきである」と説示した本決定を取り上げ、これには團藤重光裁判官による重要な補足意見が付されていたこと、本決定及びその補足意見から分かることは、アメリカ少年司法においては適正手続論が保護—パレンス・パトリエ思想—を駆逐した事実と異なって、わが国の少年法理念が硬直的なものでなく、二者択一的なものでもなく、「健全育成」の理念の下、保護と適正手続が相補的に構成されることを示していると論ずる。

(4) 少年司法に関する国際準則 「少年司法運営に関する国連最低基準規則(北京ルール)(1985年)、「児童の権利に関する条約」(1989年)、「少年非行の防止に関する国連ガイドライン(リヤドガイドライン)」(1990年)、「自由を奪われた少年の保護に関する国連規則(ハバナ規則)」(1990年)といった一連の国際準則はわが国の少年法制・少年法理念に大きな影響を与えたことが指摘される。論者は、国際準則には、適正手続が重視されているが、それは適正手続こそが保護主義を実現するための不可欠の基礎だからであること、さらに、国際準則には、「子どもの成長発達権」が承認されていると論じ、わが国の名古屋高判平12年6月29日が、国際準則を引用しつつ成長発達権を少年の基本的人権として示したこと、さらに特筆すべきことに、「児童の権利に関する条約」第40条第1項は、「刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定されたすべての児童が尊厳及び価値についての当該児童の意識を促進させるような方法であって、当該児童が他の者の人権及び基本的自由を尊重することを強化し、かつ、当該児童の年齢を考慮し、更に、当該児童が社会に復帰し及び社会において建設的な役割を担うことができるべく促進されることを配慮した方法により取り扱われる権利を認める」と規定し、成長発達権をその社会的関係性において捉えていることに注目すべきだとする。

(5) まとめ 論者は、わが国における少年司法は、アメリカ少年司法の影響を受けながらも、それとは異なる発展を見せたこと、「健全育成」という包括的文言の下に様々な要請を、それが矛盾しない限り取り入れたこと、つまり、ソフトなパターンリズム理念に内在する相補的關係として再構築していると論ずる。

### 第3節 小括

論者は、第2節(5)で指摘したことが、「少年」の「健全育成」とは、一見、無関係あるいは、矛盾しかねないと思われる「被害者」の「保護・救済」という要請、すなわち、

この二つの緊張関係を解く糸口を示すと論ずる。

現行少年法に対する批判は、被害者の保護・救済の要請と少年法理念との関係の理論的検討が不十分なところに原因があること、解決の方向性は、少年の成長発達権を中核とする健全育成理念が実は社会との関係において、少年及び社会双方のニーズを満たしつつ達成され、当該少年が社会に復帰し及び社会において建設的な役割を担うことを目的とする包括的理念であると再構成することにあること、その道標が修復的司法であること、この指摘をもって本章のまとめとされる。

### 第3章 被害者のニーズ

#### 第1節 犯罪被害者の現状

本節では、少年司法理念と被害者の保護・救済の要請を包括的理念の下で再構築するための前提として、被害者のニーズを把握する必要があるということから論述が始められる。

(1) 犯罪被害者が置かれる状況　ここでは、情報面、精神面、経済面、法廷面から検討され、さらに、特に、犯罪被害経験後の反応が検討され、被害者が感じている一番のことは「同情ではなく理解」であることが指摘される。被害者対策で最も進んでいるのが刑事司法分野であること、刑事諸法の領域だけでは被害者のニーズの全てを満たすことができないこと、そして、刑事司法が被害者への応答として何ができるのか、何をすべきか、何をすべきでないかを明らかにする必要があることも指摘される。

(2) 犯罪被害者に関する調査等　「被害者支援都民センター」の調査結果が紹介され、ここから云えることは、犯罪被害者のニーズとして、犯罪行為者の真摯な謝罪・反省、「犯罪被害者としての承認」、つまり、犯罪被害者が「正しい側にいること」の承認であること、しかし、現行の刑事手続参加システムにジレンマがあること、被害者視座からは被告人の防禦は、不誠実なものとして感じられ、被告人が防禦を尽くして事実が認定されたとしても、被害者にはそれは不誠実な被告人の対応として感じられること、結局、犯罪被害者が犯罪行為者に対し真摯な謝罪・反省を望んでいるという意味における「被害者の承認」ニーズは満たされないと論じられる。

#### 第2節 犯罪被害者のニーズ

本節では、宮澤浩一等編『犯罪被害者の研究』を素材に、犯罪被害者のニーズを(1)情報ニーズと(2)損害回復ニーズに分けて論じられる。前者については、被害者のあらゆる回復にとっての基礎となること、後者については、経済的・精神的損害を含めた回復が必要であること、そのことが犯罪被害者感情の鎮静化に繋がるということが指摘される。

第3節「犯罪および権力濫用の被害者のための司法に関する司法の基本原則宣言」　本宣言も犯罪被害者の情報ニーズ、回復ニーズ及び承認ニーズを規定しており、特に、6条(b)「訴訟手続が被害者の個人的利益に影響を及ぼすような場合には、被告人に不利益を与え

ることなく、妥当する国内の刑事司法制度に従って、彼らの意見や関心事を訴訟手続の適切な段階で表明及び考慮することを許容すること」と定め、ここに、「被告人に不利益を与えることなく」という文言が少年司法と被害者保護・救済を考察する上で重要な示唆を与えると論じられる。

小括として、現行少年法は、情報ニーズと承認ニーズに答える規定があり、しかも、適切に運用されているが、回復ニーズに関する規定が欠如していると指摘される。

## 第4章 修復的司法（正義）

### 第1節 現行少年司法理念・構造と被害者

本節では、修復的司法と対置される伝統的刑事司法、これに属する現行少年法システムにおいて、犯罪被害者ニーズ等を扱うことの困難性と、この点の限界が考察される。

（1）現行少年法理念・構造と被害者 一連の少年法改正に対しては、少年の「健全育成」という観点からの厳しい批判があるが、それは少年の健全育成のみを指向した、いわば片面的少年司法構造と片面的少年法理解からくること、例えば、犯罪被害者の審判参加については、処分の「適正化」要求が重罰化を求める審判への出席要求に繋がること、犯罪被害者の意見陳述が感情司法に、さらには、少年の問題点の解明の後退に繋がるという批判が見られること、実際、「少年犯罪被害者の会」が「きちんと事実認定をして、きちんとそれに見合った罰を与えますよ・・・」ということを示していただきたい」と要求するとき、それは上記の懸念を裏付けるものであることが指摘される。犯罪被害者の声は、伝統的少年法理念・構造に対する一つの挑戦であるが、しかし、応報刑思想への回帰と厳罰主義を基本政策としてとれないことは云うまでもなく、このことを確認したうえで、犯罪被害者の保護・救済と少年の健全育成の双方が追求されるべきであると論じられる。

（2）小括 近年の被害者視座に立脚した少年法改正は、少年の健全育成という少年法の目的に反しないという大枠の中で、それとは独立した利益としての犯罪被害者の保護を少年法の中に取り入れたものであること、つまり、少年法は犯罪被害者に対し、ある程度は譲歩するが、一度、少年法の目的に反するとなれば、犯罪被害者側は排除されること、その根底には、犯罪被害者の保護・救済と少年の健全育成は対立するという理解があり、そのことは、現行少年法が犯罪被害者保護・救済との関係で、構造的限界を迎えていることを意味すること、他方で、現行少年法における被害者傍聴制度が本当に少年審判に「参加」したと感じられる制度なのか、二次被害を与えているのではないかという疑問も指摘される。結局、伝統的少年法理念の下、犯罪被害者と犯罪行為者を対立構造として捉える現行少年法においては、その構造的限界の故に、犯罪被害者ニーズを十分に達成できそうもないと論じられる。

### 第2節 修復的司法

（1）修復的司法 論者は、修復的司法は1990年代から国際的に理論的・実践的に発

展した新しい動きであるが、定まった定義がないのが現状であるが、しかし、不明確に定義された言葉の利用によってこの概念の誤解が生ずるばかりでなく、その実践の阻害要因にもなりかねないと指摘した上で、諸説の検討を行う。修復的司法の定義の諸説から、「犯罪」を人間相互間の関係性の侵害・損害と捉え、その「修復・回復」が、犯罪への反作用となるべきこと、そして、そのために、被害者・行為者（・コミュニティ）の当事者としての手続参加が要請されていること、並びに、当事者のエンパワーメントを目指している点に共通性があると論じられる。

（２）純粋モデルと最大化モデル　　修復的司法の重点は、①プロセスにあるのか、成果にあるのか、②現行の代替的システムなのか、ダイヴァージョン的なものなのか、③強制的要素が完全に排除されるのか、修復的サンクションも包含するのか、④コミュニティが本質的要素にあるのか等を巡って、純粋モデルと最大化モデルが紹介される。これらのモデルを検討した上で、修復的「正義」の本質的要素は、少なくとも、①「損害の回復」を目指すこと、その際、②行為者・被害者（コミュニティ）の真摯な対話（直接・間接）が先ず目指されるべきであるとして、修復的「正義」とは、「犯罪者が自己の行為に対する答責を自発的且つ自律的に引き受け、犯罪の結果を社会・建設的方法で元に戻し、よって平和的に宥和を実現する」方向性と定義される。論者は、「少年の特性」の考慮という特別の理由が存在する少年司法において、修復的「正義」が修復的少年「司法」として構成されるのかという問題に関心を集中する。

### 第 3 節 少年司法分野における修復的司法実践形態

（１）わが国における修復的司法の実践形態　　わが国において初めて修復的司法として紹介されたのはニュージーランドの FGC(Family Group Conference)であること、その目的は、少年犯罪者に犯罪行為についての責任を持たせ(to hold offender accountable for their action)、被害者の利益を考慮することであり、たいいていの場合、相談会の結果は謝罪と社会奉仕活動であること、実際、犯罪被害者及び少年のニーズが満たされ、再犯率についても良好な結果が得られていること、この成功例がわが国における修復的司法紹介の背景にあることが指摘される。

（２）「NPO 法人 被害者加害者対話の会運営センター」の実践　　本組織の目的は、少年事件の被害者と加害少年及びそれぞれの家族や支援者等が話し合う「被害者加害者対話の会」を実現し、その対話を通じて、被害者が加害少年からの謝罪や償いを受けて回復し、少年が被害者に対する責任の自覚を深めて更生の道を歩むように援助することであり、純粋モデルに基づくこと、罪種による限定はなく、傷害致死、強盗致傷、放火も取り上げられていることが紹介される。

この成功例にもかかわらず、わが国では修復的司法に対する批判があること、その理由は、①ネットワイドニングを目的としている、②少年司法の領域における被害者の権利（利益）保護と社会の安全保護は、加害者の責任とは本来切り離して考慮されるべき、③責任

(Accountability)の強調は、被害者の権利(利益)の保護と容易に結びつき、これが審判段階にまで浸透すると、少年審判の教育的機能が薄れる、④修復的司法の考え方は、少年の要保護性の認定、それに応じた矯正教育を歪めるというものであるが、これらの批判は上記 NPO 法人には当てはまらないものの、しかし、今後の修復的司法の発展に示唆を与えるものだと論じられる。

(3) 少年対話会(警視庁主導による修復的カンファレンス) 本対話会は、モデル・パイロット事業として、2005年から2006年にかけて実施されたもので、参加者の任意参加を前提として、対象事件の少年、その保護者、犯罪被害者、司会進行役である警察職員から構成されること、この背景には、「少年非行防止法制に関する研究会」が、少年非行問題が、非行・保護の両面において深刻な状況にあるとの認識の下、①保護者、地域住民及び国・地方公共団体の責務、②少年の補導に関する手続等の明確化、③少年非行ボランティア等、④地域少年非行防止協議会についての提言を行ったが、本対話会はこれと連動した事業だったこと、これらの提言には、少年補導活動の強化による非行少年の早期発見・早期措置という認識があり、同時に、「修復的予防」という認識もあったと指摘される。

### 第3節 小括

少年司法における修復的司法の実践は、少年の特性の考慮という特別の必要のために、多くの批判がある。そのため、少年司法における修復的司法の制度化、市民レベルでの全国的展開については、少年の特性(少年のニーズ)と修復的司法の理論的検討が必要であるとの指摘で本章はまとめられる。

## 第5章 海外における修復的司法の動向

### 第1節 イングランド及びウェールズの少年司法領域における修復的司法

(1) イングランド及びウェールズ少年司法小史 本節では、イングランド及びウェールズにおいては、1960年代以前まで、少年保護、非刑罰化、福祉主義が重視されてきたが、それ以後、犯罪統制原理に基づく政策が進められ、1990年代後半からは、修復的正義を反映したとされる政策が採られるようになったことが、労働党政権と保守党政権の政権交代との絡みで論じられる。1960年代においては労働党政権が、犯罪少年の処遇については、刑事手続よりも保護手続によるものとし、「1969年少年及び青年法」が制定されたが、1970年に政権に復帰した保守党は、1969年法を完全な形では実施しなかった。1970年代には、「規律と罰による矯正」が主題となった。1980年代もこの傾向は変わらず、保守党政権下で制定された「1982年刑事裁判法」は上記1969年法の核心である社会福祉理念に決定的打撃を与えた。この背景には、個人的責任・刑罰・親の責任指向があった。「1990年少年法」及び「1991年刑事司法法」は、刑事訴追された少年を扱う少年裁判所には保護命令を下す権限を認めなかった。「1994年刑事司法及び公共秩序法」は12歳から14歳の少年を対象とする閉鎖施設訓練命令を導入した。しかし、このような「少年犯罪統制」に基づ

く施策も、非効果的であることが次第に認識されるようになった。続いて、政権を奪還した労働党は「No more excuse」という基本視座から、「1998年犯罪及び秩序違反法」、「1999年少年司法及び刑事証拠法」を制定した。この両法は、犯罪を主として、犯罪行為者と被害者との問題として見るべきこと、建設的・修復的方法を通じて解決するという形で修復的原理を導入したと見られた。加えて、「福祉モデル」に代わり「正義モデル」が優勢になった」事情もあった。

(2) 1998年犯罪及び秩序違反法　ここでは、本法律の詳細な検討が為され、少年法制の完全な構造変化をもたらしたと論じられる。同法第37条は、少年司法の主要目的について、「少年による犯罪の予防」を規定し、少年犯罪に対する早期介入も目的とする諸命令を導入した。同法第37条は、国の少年司法委員会(YJB)と地方自治体の少年司法運営(YOT)の組織を設立した。

同法は少年に対する早期介入・非犯罪化を指向し、一見福祉主義的の指向が反映されているように見えるが、その根底には、社会防衛・犯罪統制思考があること、それはYOTが組織的に社会福祉機関からはずされ、犯罪統制と社会防衛に結びつく **Chief Executives Department** 傘下に配属されたこと、さらに、責任無能力の推定規定が廃止されたことから明らかであるであると指摘される。

(3) 1999年少年司法法及び刑事証拠法　ここでは、本法律の詳細な検討が行われる。

A 付託命令　1999年法は、修復的正義に基づく改革の中核として、10歳から17歳の少年に対する義務的制裁として付託命令を導入した。少年が初犯であり、有罪の答弁を行った場合に言い渡され、少年はYOPミーティングに参加しなければならない。その目的・役割は、犯罪被害者への修復、法律を守る社会への再統合、犯罪行為結果の責任という3個の修復的司法原理である。YOPは、少年犯罪について、被害者あるいは社会に対する賠償や指導を含む合意計画を決定しなければならない。

B 懸念と評価　付託命令制度にはいくつかの問題点が指摘される。①低年齢の少年が、弁護士抜きで、多くの大人に囲まれたとき、少年は契約を強制されたと感じる場合が少なくない。②修復的正義における被害者は核となる存在だが、犯罪被害者の参加率は13%にすぎない。③付託命令が義務的制裁となっていることから、微罪少年に対するネットワイドニング効果が生ずる。総じて、1999年法は、新労働党政権における新刑罰論が反映されていること、個人の失敗に犯罪原因を求め、懲罰主義的議論が続いていること、修復的司法の名の下に異質な、懲罰主義的立法が行われていると批判される。このことは1998年法により導入された補償命令にも妥当する。

C 小括　ここでは社会復帰命令が検討される。同命令の一形態として無償労働があるが、これは第一義に刑罰として構成され、少年の更生については重要であるとしながらも第二義的に構成されている。したがって、社会命令についても本節上記の批判がより強く当てはまる。わが国では、保護観察において、「任意」社会参加活動が実施されており、改正更生保護法では保護観察の特別遵守事項として「社会貢献活動」が実施されることになって

おり、少年院では高齢者施設におけるボランティア活動、「教育的措置」としての清掃活動が実践されている。しかし、わが国では、「社会貢献活動」は、「新種の刑罰」として、あるいは「刑罰に代替するもの」として、また「懲罰的」なものとして、対象の「改善更生」として議論されている。また、制度導入の際の議論や制度趣旨からは、「社会奉仕活動」の「効果」を対象者に限定するかのような、すなわち、被害者や社会への視点－修復的視点－が欠落している点で、あるいは、「社会貢献活動」を「義務付ける」という観点で疑問なしとは云えない。

論者は次のような結論を下し、本節を閉じる。「社会貢献活動は、犯罪行為によって生じた個別具体的損害あるいは社会に対する損害を元に戻し、社会がそれに協働する結果、犯罪行為者には、自己の行為に対する自発社会的答責を果たし、社会貢献という価値のある行為によって、他人を理解し、自尊心を得、社会との統合感を得ることにより再社会化が果たされることになる。また、社会は犯罪行為者と協働することにより、犯罪行為者との関係再構築を通じ、犯罪行為者の再統合に寛容な社会となる」。

## 第2節 ベルギーにおける修復的司法

ベルギーの少年司法は伝統的福祉主義を採用していたが、近時、修復的司法を取り入れたので、わが国の少年司法改革論議に参考となるとして、以下、論述が進められる。

(1) 修復的司法導入背景　ベルギーでは、福祉主義思考から「1965年少年保護法」により、18歳未満の少年に対する刑罰は原則廃止された。そこで、修復的司法の導入は伝統的福祉主義との戦いであった。しかし、とりわけ、少年はもはや治療と支援を必要とする保護の対象ではなく、少年自身の行為について責任をとるべき行為者であるとする刑罰的・抑圧的対応を求める傾向が強くなった。これらを背景として、少年犯罪に対する新たな対応として修復的司法が導入された。

(2) 2006年少年法　本法は、18歳未満の少年に対する少年保護手段に関して、刑事司法から独立したこと（ただし、16歳以上18歳未満の少年に対しては刑事裁判所に移送される場合がある）にある。少年司法システムは、専門機関（少年部門検察官、少年裁判所、ソーシャルサービス部門）からなり、少年部門検察官だけが少年裁判所に少年を起訴できる。その他の場合は、福祉機関に移送、不起訴処分、警告処分、調停の提案がある。少年は全ての段階で付添人による支援を受ける。少年に対する処分は、保護・予防・教育処分と呼ばれ、犯罪に釣り合いの取れた制裁としてではなく、将来的社会復帰を目的とした処分とされる。

(3) 2006年法における修復的規定　本法は、検察官段階及び少年裁判所段階において調停を、裁判所段階でのカンファレンスを規定している。これらは、少年犯罪者が責任を取ることを支援し、犯罪被害者のニーズを考慮に入れること、そしてこれらの手段が伝統的手段に比して効果的であるとの考えに基づいている。調停・カンファレンスの参加は、当事者の自発性を前提とし、当事者の合意のみが検察官・裁判所に送られ、調停・カンフ

アレンスの内容は送られない。検察官・裁判所は、その合意が公共秩序に反しない限り、合意を受け入れなければならない。裁判所は、その合意内容に加えて、処分・命令を付加できる。検察段階での合意内容が履行されても、犯罪の公的側面を処理する必要から訴追がなされうる。合意が履行されない場合、司法機関はそのことを少年にとって不利益に扱ってはならず、合意が履行された場合、裁判所は処分決定に際して考慮しなければならない。

(4) 2006年法の評価 論者は、ベルギーの少年司法は、伝統的福祉主義少年司法と修復的司法の並存式モデルを採用しているため、イングランド及びウェールズが採用する修復的司法と伝統的刑事司法の混合とは異なり、より良い結果を生み出すと考えられるが、それでもリスクは残ると論ずる。すなわち、2006年法は修復的反応形態に優先順位をおき、同時に、裁判官に広範な裁量を認めている点から、裁判官によっては修復的反応形態を軽視し、伝統的反応形態を選択する傾向が見られること、さらに、調停・カンファレンスが本来の修復的目的から離れて治療・再教育の代替物となってしまうこと、そうすると、被害者は事件の「当事者」でなく、治療・再教育の「道具」となってしまうということである。

ベルギー少年司法から得られる教訓として、①伝統的少年司法と修復的司法は並存しうること、②修復的正義は新立法だけでは足りず、関係諸機関の理解が必要なこと、③修復的正義は被害者の参加・利益に縮減されないが、福祉主義的少年司法を理念とするとき、修復的プログラムがその教育的効果から少年に焦点を置いた内容に変質しかねないこと、他方、修復的プログラムの性質が強制性・懲罰性を帯びるとき、少年のニーズが満たされないこと、したがって、伝統的司法と修復的司法の価値を明らかにし、それらの関係性を明らかにすることが重要であると指摘される。

### 第3節 「刑事問題における修復的司法プログラムの活用に関する基本原理」

本節では、標題の国連準則が検討され、本原理から導出される修復的原則として、①自発性（任意性）原則、②当事者のニーズ合致原則、③公平・比例・手続き保障原則が修復的司法の必須の要件であると論じられる。

## 第6章 修復的少年司法

本論文の最終章は、先ず、伝統的刑事司法が多方面からの批判にさらされることの論述から始められる。犯罪被害者は、刑事司法手続における犯罪被害者の役割拡大、損害の修復に焦点を合わせることを主張する。個人の治療、社会福祉主義に立脚した少年法は、少年の法的権利、手続的保障の軽視、個人の社会復帰への狭量な焦点化が批判される。応報的司法は、その厳格さ、刑罰への執着、回顧的側面の強調が批判された。このような批判はわが国の少年司法についても当てはまる。このような世界的状況の中で、修復的司法（正義）は支持を広げつつある。この点で、欧米諸国に遅れをとっている日本がそれらの国を

踏まえた上で更に発展させる可能性を有していること、少年司法の領域は修復的正義の視座から再構成されるべきであるが、その際、少年の特性、少年のニーズという点を考慮して慎重に検討されるべきであると指摘される。

## 第1節 修復的少年司法へ向けた基本要素

本節では、修復的少年司法の重要な構成要素について注意すべき点が指摘される。

(1) 犯罪により惹起された損害・問題 修復的正義においては、原理的に犯罪の発生によって生じた限りにおいて、全ての種類の損害・問題が考慮される。すなわち、物質的損害、精神的損害、心理学的問題、関係性問題、社会的機能不全。

(2) 犯罪被害者 犯罪被害者に犯罪の直接被害者及びその遺族等が含まれることに問題はないが、地域社会、国も被害者として捉えられると、これらが第一義的被害者として構成され、犯罪の直接被害者が従属的地位に追いやられる危険が生ずる。そこで、地域社会の利益・関心を明確化するとともに国の役割も明確にする必要がある。

(3) 修復 手続きについての自律的任意性とその結果についての自律的任意性は区別される必要がある。犯罪者に対して参加を説得し、犯罪者が参加した場合にも純粹ではないものの自律的任意性は認められる。しかし、修復の手続において双方のニーズを考慮して決定される結果についての双方の合意が強制されてしまうと、それは伝統的刑罰形態と変わらないものとなる。

(4) 正義 修復的司法は修復だけでなく、正義も意味する。これは公平性、犯罪問題に利害をもつ者の満足、手続的保障を含む。

(5) まとめ 論者は、(1)～(4)を3個の基本原理にまとめる。①司法(正義)は、われわれに犯罪によって傷つけられた被害者・犯罪者及び地域社会を癒すことを要求する。②被害者、犯罪者及び地域社会は可能な限り速やかに完全に、司法手続における積極的参加の機会をもつべきである。③われわれは政府及び地域社会の相関的役割と責任を再検討しなければならない。正義の促進のために、政府は正当な秩序を維持することに責任があり、地域社会は平和を確立することに責任がある。第①原則において被害者のニーズと少年のニーズが考慮されている。

## 第2節 少年司法における指導原理としての修復的正義

(1) 少年司法と修復的司法 本節では先ず、世界的に見て修復的司法が少年司法に取り入れられることが多いことの理由が挙げられる。①少年は、成人と比べて、非難可能性が低く、可塑性もあることから、懲罰性の少ない介入が認容される。②修復的司法は社会復帰司法と視点を共有している。③少年犯罪に対する責任は成人犯罪と比べて広く存在する(例えば、家族)ように見られる。④実証的被害者調査研究は、少年犯罪による被害者は被害経験が異なることを示した。

(2) 厳罰化論としての修復的司法 少年司法に修復的司法を取り入れることに批判

の見解が紹介される。その要点は、①修復的司法はネットワイドニングを目的とする少年司法を目指している。②少年司法の領域における被害者の権利（利益）保護と社会の安全保護は、加害者の責任とは本来切り離して考慮されるべき。③修復的司法の鍵概念は **accountability** であるが、被害者の権利（利益）の保護がこれと結びつくと、少年法は子どもの健全育成のための法から被害者や地域社会に対する贖罪のための法に変質する。④修復的司法は、少年司法の本来の使命である少年の要保護性の認定、概ねそれに応じた処分とそれを土台においた矯正教育を歪めるというものである。論者は、これらの批判が修復的司法の本質というより、実践形態に向けられたものであること、少年司法における被害者保護・救済について触れられていないと反批判する。

### （3）少年司法における指導原理としての修復的正義

**A 論点の整理** 論者は論点を次のように整理する。被害者の保護・救済という問題は少年司法分野においてもはや無視できない。しかし、現行少年法は少年の健全育成を考慮する点で片面的構成であり、その下に被害者の保護・救済を考慮することは少年法の構造的限界から十分に達成できない。注意すべきは、少年司法が果たすべき被害者の保護・救済についての役割を明確にすべきということである。

そこで、まず、被害者のニーズ（情報ニーズ、承認ニーズ、回復ニーズ）の充足が必要であることが確認されるべきである。他方で、少年の「健全育成理念」を、「成長発達権」を行使する「自律的」主体として、支援—非行の主体的克服と捉えることが重要である。かかる理解によって、「健全育成理念」が社会との関係性において、少年及び社会双方のニーズを満たしつつ達成され、当該少年が社会に復帰し及び社会において建設的な役割を担うことを目的とする包括的理念であると再構成される。これら双方のニーズを満たすために、指導的原理となるものが修復的正義原理である。

**B 少年司法における指導原理としての修復的正義** 修復的正義において、最も重要な視点は、犯罪によって惹起された損害・問題を建設的方法で解決するという点である。その際、少年のニーズ、つまり、意見表明権を核とした成長発達権の保障、及びその支援（わが国の少年法の目的「健全育成」そのものである）を考慮する必要がある。犯罪によって惹起された損害・問題とは、被害者や地域社会についてのみ指すものでなく、少年自身についての問題も含む。結局、修復的少年司法により少年法は、少年の犯罪・非行によって顕現した両当事者の損害・問題を建設的方法で解決するという双方向的性格を有すると再構成される。この点で注目すべきなのが、現行少年法第 1 条「環境の調整」であり、同法第 24 条第 2 項の「環境調整命令」である。この点で注目すべき裁判例に傷害致死保護事件に関する秋田家決平成 13・8・29 である。これは、保護処分を言い渡すに当たって、保護観察所長に対し、少年の保護者が被害者遺族らへの誠意ある態度を維持するよう助言等を行うべき旨を命じたものである。ここから、論者は、本決定が少年法第 1 条の「環境調整」とは被害者関係の環境も含むとしているところに注目する。すなわち、少年法第 1 条の「環境調整」は、被害者視座をも包含しようという点で、「修復的」と云える。したがっ

て、少なくとも、現行少年法には「修復的正義」の萌芽がある。少年法の指導原理を修復的正義に求めた場合、「環境調整」は一步進んで、少年の回復と被害者の回復、場合によっては、地域社会の回復を同時に目指す措置と位置づけられる。

問題は、このように再構成された少年法がその少年視座において、手続の教育的効果、あるいは成長発達権の保障を実質的に後退させるのではないかという点にある。これは、修復的司法の実践形態にかかわる問題である。自己の行為に対する答責を自発的且つ自律的に引き受け、犯罪の結果を社会・建設的方法で元に戻し、よって平和的に宥和を実現するとき、それは非行の主体的克服に繋がる。修復的少年司法の実践形態はこれを可能にするように支援するものでなければならず、この実践形態では、少年は、被害者の苦悩に直面する（苦悩を直視する）ため、被害者あるいは被害者の権利や法を承認することが可能となる。そして、修復のプロセスは、その認識をもたらす。これこそが、国連準則に示された「健全育成」の眼目である。

### 第3節 修復的少年司法の具体的実践形態

本節において、論者は、修復的司法の実践形態は手続的保障をはじめとする基本原理が遵守されねばならないことを強調した上で、実践形態に関して検討を行う。

(1) 調査段階 「社会調査」は少年と被害者双方のニーズを把握する調査として把握されるべき。調査のある段階で、調査官等を含めたカンファレンスも考えられる。任意性は、告知に基づく同意により担保され、非行事実の蓋然性が前提とされているので、個人の人権を不当に侵害することもない。両当事者とも専門家のサポートを受けながら合意形成に参加する。この決定は処遇決定に影響を与える。社会調査段階において、修復的プログラムがうまくいかなかったとき、更なる修復の可能性と、調査のために試験観察が利用されるべき。試験観察においては、補導委託が可能であるが、「法人被害者加害者対話の会運営センター」等に委託することが考えられる。その合意の結果は終局処分に影響を与える。

(2) 審判不開始・不処分決定 調査段階における修復的プログラムの結果、不処分となる場合、あるいは、当該少年の要保護性が消滅したとして審判不開始決定がなされる。この場合、調査段階における修復的プログラムの結果は、保護的措置（事実上の教育的措置・福祉的措置）として構成されうる。通常、保護的措置には、社会奉仕活動や、謝罪・弁償指導など、他国では修復的司法プログラムとして位置づけられるものが含まれているので、保護的措置としての修復的プログラム合意結果の実践は容易だと指摘される。

(3) 警察・検察官段階 警察・検察官段階での修復的プログラムの実施は謙抑的であるべき。教育主義・保護優先主義に基づき全件送致主義を採っている少年法に依れば、警察・検察の段階で修復的プログラムの実施は要保護性の判断を警察や検察官に委ねるということになり、これは適当でない。更に、ネットワイドニングが生じうること、犯行直後における両当事者の心理状態からも適当でない。

(4) 各種保護処分段階 少年司法において実施されてきた社会参加活動は任意であったが、改正更生保護法によって「義務付けられる」ことになった。論者は、これに対し、社会参加活動の意義は「任意性」にあり、犯罪少年が任意・主体的に社会参加活動に参加するからこそ、自分や他者を大切にすることを知り、特に自分に対して肯定的な感情を抱き、自己有用感、自己肯定感、より健全で建設的な生活を送るきっかけとなり、非行をした少年の健全育成、立ち直りに有用であると考えられるが、これが「義務付け」され、さらに不良措置の対象となった場合、社会奉仕活動は、少年にとって、更なる不利益処分を回避する条件として受け止められかねず、実質的に処遇効果は低下する可能性があるとの批判を加えた上で、社会奉仕活動を懲罰（刑罰）/の社会復帰の二者択一と捉え、少年を処罰の客体か治療の客体にする必要はなく、犯罪行為によって生じた個別具体的損害あるいは社会に対する損害を元に戻し、社会がそれに協働する結果、犯罪行為者には、自己の行為に対する自発的社会的答責を果たし、社会貢献という価値のある行為によって、他人を理解し、自尊心を得、社会との統合感を得ることにより再社会化が果たされるものだと論ずる。

(5) 修復的司法実践の公的部門と私的部門 ここでは、修復的司法と伝統的少年司法との関係は相互補完的であるが、その実践に当り、①両者の価値内容を明確にすること、②関係諸機関の修復的正義に関する理解の増進が必要、③もつばら、犯罪少年に焦点を合わせた内容に変質してはならないことに注意を要することが指摘される。

## 第5節 結論

論者は、本節末尾において次のように論じて本論文の総括とする。「いずれにせよ、修復的正義を指導原理に持つ少年司法は、被害者を片隅におくどころか中心に据える。と同時に、少年に対する教育主義を堅持する。そして、被害者視座からいえば、伝統的刑事司法への参加の結果が、カタルシスを得る程度の結果に止まるのに比し、その回復過程への直接参加によって、真の回復を得る可能性を高める。少年視座からいえば、その回復過程への参加は少年司法の教育効果を質的に強化することに繋がるのである。加えて、修復的プロセスにおける地域社会との協働が、現行少年法が誕生してからの使命ともいえ、あるいは、最も困難な挑戦ともいえる、少年法に対する社会・国民の信頼促進することになるのである。」。

## おわりに

少年法の適用年齢の引き下げなど一部の犯罪被害者団体による要求の基礎には狂信的刑罰信仰があること、しかも、犯罪者を処罰することで犯罪被害者が癒されるという実証的裏づけはないし、そもそも、犯罪被害者のニーズは多様であり、又、国が犯罪者と被害者の対立を煽ってはならないことが指摘される。

## 論文審査結果の要旨

### 1 審査経過と評価

1. 修復的少年司法という主題の考察意義。先ず、本学位請求論文では、「修復的少年司法」という問題領域が取り上げられているが、そのこと自体に意義があるといえよう。論者も指摘するように、修復的司法（修復的正義）という理念に基づく実践活動が、とりわけ、少年司法の分野で全世界的（ヨーロッパ、北米、オセアニア等）に行われている。伝統的刑事司法は、「犯罪被害者」運動の活性化以来、その立場から批判され、その対応策として「厳罰化」に繋がっていった。しかし、同じく、「犯罪被害者」運動に対する対応策として、上記とは異なった視点から、つまり、犯罪被害者、犯罪者、社会そして国の相互関係という視点から、犯罪問題に取り組むべきであるという思想が勢いを得るようになった。これが、英米法圏では、**Family Group Conferencing(FGC)**と呼ばれる比較的大きな集会とか**Victim-Offender-Mediation/Reconciliation(VOM/R)**の法制化、少なくとも民間団体による篤志活動に繋がったのである。翻って、わが国では、成人刑法の分野では依然として応報・威嚇思想が根底にあるというのが通説であり、少年法の分野では少年の教育という思想が根底にあるというのが通説である。しかも、そういうものとして今後も通用すべきというのが大方の考えとあってよいであろう。それ故、刑事法において修復的正義を取り入れる理論的可能性、とりわけ少年司法におけるそれを考究する意義が大きいのである。論者はまさに先行研究の乏しいこの問題に取り組んだのである。

2. 論文構成の完成度。本主題の考察意義に次いで、本論文の主題を議論するための適切な論文構成が為されているかが問題となる。第1章「わが国における近年の少年司法の動向と被害者の視座」は、犯罪被害者の保護・救済指向を背景とする犯罪被害者関連立法の動向及び少年法の改正動向を年代順にかなり詳細に扱っている。第2章「わが国における少年法の理念」は、現行少年法の理念を検討するのであるが、その際、アメリカ合衆国の裁判例、国際準則を考察の対象としながら論議を進め、わが国の少年司法が国際準則に沿った、しかし、アメリカ合衆国とは異なる道を歩んでいることを指摘する。第3章「被害者のニーズの検討」は、少年の成長発達権を中核とする健全育成理念が実は犯罪被害者、社会との関係性において達成されるのではないかという第2章の結論をさらに展開するために、犯罪被害者のニーズを検討し、これを情報ニーズ、承認ニーズ及び回復ニーズに分けて考察している。前二者のニーズは現行少年法において実現されているが、回復ニーズは実現されていないことが示される。第4章「修復的司法（正義）」は、回復ニーズを少年司法に組み込むための理論的枠組みとなりうる「修復的司法（正義）」を考察対象とする。第5章「外国における修復的司法の動向」は、少年司法における修復的正義の法制化、実践を、

英米法圏であるイングランド・ウェールズ及び大陸法圏であるベルギーの少年法制を素材にして検討を加えている。最後に、第 6 章「修復的少年司法」は、修復的正義を指導原理とする少年司法が、犯罪被害者を少年司法の中心に据えること、同時に、少年の教育を十全にする旨を論ずる。このように、論者は、その問題関心から問題解決に至る道筋を有機的に組み合わせて論証を進めていると云え、この点は評価に値する。

3. 論文内容の完成度。本研究分野を論ずるに当って、先ず、修復的司法という視点から見た現行法の位置づけが重要となる。論者は、この点につき、立法の動きを詳細に跡付けている。次に、修復的司法（正義）の定義を明確にする必要があると同時に、その実践例の分析も必要となる。この点につき、論者は、諸説を検討の上、定義づけ、その視点から、外国法制を検討している。比較法的考察の対象として、イングランド・ウェールズ及びベルギーを取り上げている。考察対象としては少ないともいえるが、しかし、この両国を比較することによって、修復的司法の理念及び実践の両面での問題点が浮き彫りにされている。最後に、わが国における修復的少年司法の実現への道筋であるが、論者は、現行少年法第 1 条の定める「健全育成」条項を社会的関係性で捉える余地があり、これが修復的司法実現への糸口になると論ずる。そして、現行法内での修復的司法の実現方法の検討を行うに止まり、立法論には触れていない。完全に「修復的」少年司法を実現するためには、目的条項の改正、それに伴う具体的施策の法定化も必要であり、この点に論及しておればもっと良かったと思われる。

4. 評価。 以上、本論文は、自説の展開を抑制しすぎた嫌いがあるが、博士論文としての水準に十分足しているものと評価できる。なお、2016 年 1 月 28 日（木曜日）午前 10 時から 12 時 10 分まで 3 名の審査委員による口述審査試験を実施した。この試験において、学位請求者の意図していることが必ずしも十分に文章化されていない点、誤解を招きかねない表現を中心に、審査委員から質問や指摘が行われ、学位請求者はこれに対する適切な追加説明を行った。

## 2 学内の手続き

学位請求論文の審査は以下の通りである。

平成 27 年 12 月 5 日に博士請求論文が提出され、平成 27 年 12 月 10 日開催の法学研究科博士（後期）課程委員会（以下、「研究科委員会」という。）において審査委員会が設置された。審査委員は、主査・吉田 敏雄（教授）、副査・丸山 治（教授）、副査・飯野 海彦（教授）の 3 名である。提出された論文の審査及び口述試験は、平成 28 年 1 月 28 日に実施され、その結果については本学学位規則（以下、「規則」という。）第 7 条第 1 項に基づき、平成 28 年 2 月 25 日開催の研究科委員会において、主査・吉田 敏雄（教授）によ

り報告され、研究科委員会は合格と決定した（規則第 8 条第 1 項）。

なお、平成 28 年 1 月 28 日に、本論文の題目、期間、期日及び場所、その他公開に必要な事項が研究科委員会の委員に対し書面をもって通知され（規則第 7 条第 3 項）、平成 28 年 2 月 18 日から 2 月 25 日まで公開された（規則第 7 条第 2 項）。

平成 28 年 3 月 2 日開催の北海学園大学大学院委員会において、研究科委員会の審査経過及び論文要旨が報告、承認され（規則第 10 条第 2 項）、平成 28 年 3 月 20 日に種田 健一郎氏に博士（法学）の学位が授与された。